



伊観第 256 号
2024（令和 6）年 9 月 20 日

だんじり会館のあり方等検討委員会
委員長 様

伊賀市長
岡本 栄

だんじり会館のあり方等について（諮問）

だんじり会館のあり方等検討委員会設置要綱第 2 条の規定により、下記のとおり貴委員会に諮問します。

記

1 諮問事項

だんじり会館の利用状況及び施設の現況を踏まえ、上野天神祭のダンジリ行事にかかる郷土文化の振興及び文化財保護の観点を加えた当会館の今後のあり方（方向性）について

2 答申を希望する時期

2025（令和 7）年 7 月頃

案

令和7年2月18日

伊賀市長 稲森 稔尚 様

だんじり会館のあり方等検討委員会
委員長 小林 慶太郎

だんじり会館のあり方等について（中間答申）

令和6年9月20日付け伊観第256号で諮問があったことについて、慎重に審議をした結果、別紙のとおり意見がまとまりましたので、委員会の総意として、中間答申書を提出します。

1 中間答申

諮問に対する現時点における当委員会の見解は、次のとおりです。

- 市全体でのだんじり文化の振興や有形文化財であるだんじり幕の適切な展示及び保全など、設立当時から当該施設が果たすべき目的や機能に加え、人口減少や少子高齢化に伴う担い手の不足によるだんじり行事そのものの催行や継承における新たな課題への対応策として、市の指定管理業務として提供する行政サービスをはじめ現在の当該施設において公民が取り組む活動は、適切かつ十分であるとは言えません。
- 上記に関する改善・見直しにあたっては、当該施設の設立以降、社会情勢や周辺環境が大きく変化していることに加え、市の文化振興全体の観点から、現状の場所、役割分担及び手法に拘ることなく、今後、市が進める文化関連施設の整備検討をはじめ他の文化振興施策と可能な限り一体的かつ有機的に行うべきです。
- また、当該施設の建物および所在地する場所の利活用については、伊賀市にぎわい忍者回廊整備事業などにより、今後、市民や市外来訪者の動線をはじめとした周辺環境が大きく変化することを前提に、他の公共施設や観光関連施設等の機能を補完し、市民と市外来訪者の両方にとって有益となる方策を幅広く検討するべきです。

最終答申の取りまとめに向け、本中間答申に対する祭り町の人々や関係者の意見や受け止めを確認し、関連する様々な施策の検討の進捗状況も勘案しながら、さらに検討を深めてまいります。

2 検討の経緯

当委員会は、平成6年9月20日に「だんじり会館のあり方等について」の諮問を受け、だんじり会館のあり方等検討委員会設置要綱に基づき、広範な見地から検討を進めました。

この中間答申では、上野天神祭のダンジリ行事が、国重要無形民俗文化財に指定、かつ、「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産の一つとして登録された、伊賀市を代表する歴史・文化的価値を有する行事であることを念頭に置き、だんじり会館条例に掲げられた目的や理念を達成するための最適な手法や、現在の手法の妥当性の検証をするため、主として、地域住民や民間団体、行政が行っている活動に着目し、それらを持続又は一層活性化させるための横断的な施策やどのような打ち手が必要かという観点で検討を進めました。

検討にあたり、「(1)「文化」か「観光」か」、「(2) 無形民俗文化財（行事）としての維持・継承」、「(3) 有形文化財としての保全・保護」、「(4) 文化振興によるまちづくりの全体像」、「(5) 施設の運営（維持管理）及び地理的な視点からあるべき姿」という5つの着眼点でテーマを設定し、行政が担っているダンジリ行事への支援の取組や、類似の施設を有する他の自治体の取組なども参考にしながら、テーマ別に活発に議論を行い、意見を取りまとめました。

3 議論の概要と主要な意見

だんじり会館のあるべき姿や目指す方向性の検討にあたり、先に示した5つのテーマについて、次のような議論を行い、認識を共有しました。

(1) 「文化」か「観光」か

だんじり文化をどのように保存・継承し、観光客向けに地域文化をどう見せるかという観点で、「文化」と「観光」のどちらを重視するべきかに焦点を当て、意見交換を行いました。

元来、ダンジリ行事は、祭り町の人々が、自らの文化を受け継ぎ、楽しむことで成り立っており、祭り町の人々が第一に恩恵を受けるものですが、祭りを維持していく中で祭り町が人員の確保などで負っている負担感を一定考慮しつつ、祭り町の住民が疲弊しない形でダンジリ行事の魅力を広く発信し、「お裾分け」のようにその姿を観光客など多くの人々に見てもらおうことで、地域全体として祭りを支えていくべきと考えます。

(2) 無形民俗文化財（行事）としての維持・継承

だんじり文化は、伊賀上野と郡部（旧町村域）の地域的な関係性の上で成立しており、ダンジリ行事を市全体で継承することは、祭り町の住民だけでなく、その他（郡部）の住民にとっても自らの生活に対する恩恵があり、一定の意義が存在し得ると考えられます。その考えの下、委員会では、市全体におけるダンジリ行事に対する認知、興味関心及び参画機運をどのように醸成させるのかという観点で、行事が行われる3日間と行事以外の362日間に分け、議論を交わしました。

行事3日間における取組については、祭り町のダンジリ行事に必要な担い手（曳き手や囃子手など）が減少し、特に高齢化が進む町では人員確保が深刻な課題となっている現状を踏まえ、どのように担い手を確保するべきか検討を行いました。担い手の確保は、それぞれの町が工夫をし、形を変えながら取り組むべきものですが、近年一部の祭り町における取組などから、課題解決へのヒントをうかがうことができました。その一方で、将来にわたり地域の中で持続していくためには、ダンジリ行事の魅力に共感し、継続的な関わりを持っている人たち（ファンやサポーター）を増やすことや、参加意欲のある一般市民にも行事へ参画する機会をつくるべきと考えます。

また、行事以外の期間においても、学校教育における郷土教育をはじめ、生涯学習や社会教育を通じて市民全体や関係人口が、日頃から、有形・無形のだんじり文化に触れ、体験学習をすることで、その魅力をより深く理解できるような取組がより一層推進される必要があります。

(3) 有形文化財としての保全・保護

文化財保護の観点から、現在、だんじり会館で行われている実物展示は、だんじりや幕それぞれにとって展示方法や温湿度管理などが不十分で、最適な環境下で保存・管理するべきだという専門家や有識者からの指導もあり、課題も多いと言えます。

その上で、有形文化財の「保全・保護」と「活用」については、全国の山・鉦・屋台行事に関連する施設の事例なども勘案すると、工夫をすれば両立することも可能であると考えます。特に、だんじり幕は、江戸時代から続くダンジリ行事の歴史を深く理解する上で、とても貴重でかつ重要な役割を持っており、そういった文化財の展示を通じた祭事期間以外（362日）のコミュニケーション（祭り町と郡部、市内と市外）は、文化の継承・発信において有用です。さらには、有形文化（財）の本来の魅力を伝えるには、学芸員による企画展示や解説などを通じ、歴史的背景やディテール（裏側など）を含め、その魅力を総合的に伝え、理解してもらうなどの工夫も必要だと考えます。

一方で、保全コストの面では、有形無形に限らず、文化財の維持継承には財源が必要であり、公民および地元負担の割合や財源確保の方策については、地域全体で一定の合意が必要です。

なお、修理センター（ドック）は、他の自治体でも様々な課題が見受けられることに加え、現在の上野文化美術保存会が主体的に行っているスキームを優先すべきであり、費用対効果の観点からも、伊賀市においては必ずしも必要ないと言えます。

(4) 文化振興によるまちづくりの全体像

まちづくりの推進や文化を振興する上で、子ども達をはじめ市民全体が、自分の地域に対する誇りや愛着の醸成を図ることは、共通のテーマです。だんじり文化だけでなく、伊賀市に息づく様々な文化を伊賀市全体で守り、文化から生み出される様々な価値を文化の継承、発展、創造に活かすことにより、活力のある地

域づくりが期待されます。さらには、地域住民の日常の生活とのつながりなど地域に深く根差した文化をテーマにすることで、より一層地域に文化が浸透し、市全体の文化の価値や魅力を広く伝えることにつながると考えます。

現在、伊賀市では、だんじり会館、図書館、芭蕉翁記念館、美術博物館の整備計画や今後の運営の方向性について、個別で議論が進められていますが、継続的なコスト負担も勘案し、他の文化資源なども可能な限り一体的に捉え、複合的に検討していくことが、合理的であると言えます。

(5) 施設の運営（維持管理）、地理的な視点からのあるべき姿

だんじり会館の開館から35年が経ち、社会情勢や周辺環境だけでなく、建物自体の老朽化という大きな変化が生じている状況を踏まえ、施設の収益性と文化振興の両立をどのように図るべきかを検討していく中で、現在のだんじり会館の場所・建物におけるあるべき姿は、特定の具体的な機能を有する必要があるのか、又は、周辺環境などによる変化を前提とするのかについて、議論を行いました。

委員からは、現在のだんじり会館の場所・建物は、周辺環境の変化や将来像を見据えつつ、地域・市外来訪者の両方にとってどのような機能を備えた施設が良いのかを長期的な視点で総合的に考えていくことが大切であるといった意見や、一定の収益性も期待しつつ、まちへの回遊を促すため、来訪者に対し伊賀上野の趣深く多様な歴史・伝統・文化へと誘うゲートウェイ的な機能を有するべきだという意見が出されました。また、だんじり文化に触れる場所は、祭り町の蔵や駅前にあるほうが望ましく、今の場所では効果が低いといった意見もありました。

最後に、委員会として総合的に勘案し、現施設の場所利用については、一定の収益性も期待しつつ、周辺環境の変化を鑑み、地域・市外来訪者の両方にとって有益で、かつ、他の施設の機能を補完するための時代のニーズに沿った活用を検討していくべきであるという、取りまとめを行いました。

だんじり会館のあり方等検討委員会委員名簿

第1号 実務経験又は専門の知識を有する者 (文化財の保存・活用)	福田 良彦 (副委員長)	三重県総合博物館主査
第2号 実務経験又は専門の知識を有する者 (行政経営・公共政策)	小林 慶太郎 (委員長)	学校法人暁学園四日市 大学副学長、総合政策 学部教授
第3号 実務経験又は専門の知識を有する者 (観光マーケティング)	後藤 渡	株式会社リクルート 旅行統括 Division 地域 創造部中日本グループ マネジャー
第4号 公共的団体等を代表する者	中村 晶宣	上野文化美術保存会会 長
第4号 公共的団体等を代表する者	菊野 善久	うえのまちまちづくり 協議会会長
第5号 市民からの公募による者	重藤 邦子	一般公募
第5号 市民からの公募による者	山口 真由子	一般公募

だんじり会館のあり方等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 だんじり会館のあり方及び位置付けについて広範な見地から検討を行うため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき、だんじり会館のあり方等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、だんじり会館のあり方及び位置付けに関し、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 文化財の保存・活用について実務経験又は専門の知識を有する者
- (2) 行政経営・公共政策について実務経験又は専門の知識を有する者
- (3) 観光マーケティングについて実務経験又は専門の知識を有する者
- (4) 公共的団体等を代表する者
- (5) 市民からの公募による者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から答申がされる日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会の設置等)

第8条 委員会は、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、産業振興部観光戦略課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年7月19日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

だんじり会館条例

(設置)

第1条 上野天神祭のだんじり及び鬼を保存・管理し、一般の参観に供するとともに、郷土文化の振興に資するため、だんじり会館（以下「会館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 会館は、伊賀市上野丸之内122番地4に置く。

(管理)

第3条 会館の管理及び運営は、法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(開館時間)

第4条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、変更することができる。

開館時間 午前9時から午後5時まで

休館日 12月29日から翌年1月1日まで

(利用料金)

第5条 市長は、前条の規定により指定管理者に会館の管理及び運営を委託する場合、会館の参観及び使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、会館を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者はあらかじめ利用料金の額について市長の承認を得なければならない。その額を変更するときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、市長が特別の事由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。ただし、伊賀上野地場産買物処等に係る利用料金については、市長は特別の事由があると認めるときは、当該利用料金の5分の4を限度として減免することができる。

(利用料金の還付)

第7条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、市長が特別の事由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(使用許可)

第8条 会館の伊賀上野地場産買物処等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、指定管理者の許可を得なければならない。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、会館の許可を受けた目的以外に使用し、又は使用する権利を譲渡することができない。

(参観及び使用許可の取消等)

第10条 指定管理者は、参観者及び使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、会館の参観又は使用の許可を取り消し若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

(1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設又は展示物若しくは備品等をき損又は汚染するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上、支障があると認めるとき。

(4) その他指定管理者において不相当と認めるとき。

(造作等の制限)

第11条 使用者は、会館の使用に当たって特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、会館の使用を終了したときは、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 参観者又は使用者は、施設又は展示物若しくは備品等を故意又は過失により滅失、き損又は汚染したときは、市長の認定に基づき損害を賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会館の参観及び店舗等の利用に関する業務
- (2) 展示物及び収蔵品の管理に関する業務
- (3) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他会館の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認めた業務

(指定管理者の指定の期間)

第15条 指定管理者が会館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日)から起算して5年間とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、だんじり会館条例(平成13年上野市条例第21号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月28日条例第86号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前のだんじり会館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和元年7月1日条例第13号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第5条関係) 【掲載省略】